

令和 5 年度

三豊市資金不足比率審査意見書

三 豊 市 監 査 委 員

三 監 第 63 号  
令和6年8月16日

三豊市長 山下 昭史 様

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 高木 修

令和5年度三豊市資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度決算に基づく資金不足比率を審査したので、次のとおり意見を提出する。

# 令和 5 年度三豊市資金不足比率審査意見

## 第 1 審査の対象

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率

- ・病院事業会計
- ・集落排水事業特別会計
- ・浄化槽整備推進事業特別会計
- ・港湾整備事業特別会計

## 第 2 審査の期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 8 月 5 日まで

## 第 3 審査の方法

審査にあたっては、「三豊市監査基準」（令和 2 年 4 月 1 日監査委員告示第 4 号）に準拠し、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか確認し、併せて関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

## 第 4 審査の結果

### 1 資金不足比率の総括

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査に付された資金不足比率は以下のとおりである。

| 公営企業会計名          |                              | 令和 5 年度<br>(%) | 令和 4 年度<br>(%) | 経営健全化基準<br>(%) |
|------------------|------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 法<br>適<br>用      | 病 院 事 業 会 計                  | —<br>(資金不足なし)  | —<br>(資金不足なし)  | 20.0           |
| 法<br>非<br>適<br>用 | 集落排水事業特別会計                   | —<br>(資金不足なし)  | —<br>(資金不足なし)  |                |
|                  | 浄 化 槽 整 備 推 進<br>事 業 特 別 会 計 | —<br>(資金不足なし)  | —<br>(資金不足なし)  |                |
|                  | 港湾整備事業特別会計                   | —<br>(資金不足なし)  | —<br>(資金不足なし)  |                |

### 2 資金不足比率の個別事項

審査の結果、各会計とも資金不足はない状態にあると認められた。

## 第 5 意見

令和 5 年度決算において各会計とも資金不足はなく、特に指摘すべき事項はない。